



内閣府

～美ら島の未来を拓く～沖縄総合事務局
定例記者会見（ 6 月 ）

令和2年6月19日（金）10：30～
沖縄総合事務局2階「D・E会議室」

【発表事項】

1. 「令和元年度における沖縄地区の独占禁止法、下請法及び景品表示法の運用状況等」について
2. 「第2次補正予算を踏まえた事業者向け支援策」について

出席者

沖縄総合事務局

局 長

次 長

総務部長

経済産業部政策課長

吉 住 啓 作

前 津 盛 和

後 藤 一 也

福 田 一 博

令和元年度における沖縄地区の独占禁止法の運用状況等について

令和 2 年 6 月 1 9 日

内閣府沖縄総合事務局

総務部公正取引室

第 1 独占禁止法違反事件等の処理状況

1 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。また、IT・デジタル関連分野、農業分野における参入制限、消費財の価格維持行為など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に取り組んでいる。

そして、公正取引委員会は、一般から提供された情報（申告）、自ら探知した事実等を検討し、必要な審査を行い、審査の結果、違反行為が認められたときは、違反行為をした事業者等に対し、違反行為を排除するために必要な措置等を命じている。違反行為のうち、価格カルテル・入札談合・受注調整、優越的地位の濫用等については、違反行為をした事業者に対して課徴金の納付を命じている。また、違反被疑行為について公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認められるときは、確約手続を適用し、事業者と協調的な問題解決を図っている。

2 最近の独占禁止法違反事件等の処理状況（不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものを除く。）

最近の 5 年間における内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内（以下「沖縄地区」という。）の独占禁止法違反事件等の処理状況は、次のとおりである。

問い合わせ先	内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室
	電話 098-866-0049（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

独占禁止法違反事件等の処理件数

(単位: 件)

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
処理内容						
審査 件 数	前年度からの繰越し	1	0	0	1	0
	年度内新規着手	0	0	1	0	3
	合 計	1	0	1	1	3
処 理 件 数	法的措置(注1)	0	0	0	0	0
	排除措置命令等	0	0	0	0	0
	そ の 他	警 告(注2)	0	0	0	0
		注 意(注3)	2	0	0	1
		打切り(注4)	0	0	0	0
		小 計	2	0	0	1
	合 計	2	0	0	1	2
次年度への繰越し		0(注5)	0	1	0	1

(注1)「法的措置」とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2)「警告」とは、排除措置命令を採るに足る証拠が得られないが、違反の疑いがある場合に行う措置である。

(注3)「注意」とは、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置である。

(注4)「打切り」とは、違反行為が認められない等により、審査を打ち切る場合をいう。

(注5)一つの事件において2件の注意を行ったため、件数は一致しない。

3 独占禁止法違反事件等の概要

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったため、注意を行った。

- (1) 自動二輪車の小売業を営むAないしLの12社は、特定車種の自動二輪車の小売価格を統一していた。
- (2) 運転代行業者Mは、自己と競争関係にある事業者とその利用客との取引を妨害していた。

第2 企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

1 企業結合関係届出

独占禁止法では第4章において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止(第9条)及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限(第11条)について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務(第10条及び第13条から第16条まで)を規定している。

公正取引委員会は、これら株式取得・所有、合併等に係る独占禁止法上の問題の有無について審査を行っている。

最近5年間における沖縄地区の企業結合関係届出の状況は、次のとおりである。

企業結合関係届出受理件数

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
株式取得届出受理	0	0	2	0	0
合併届出受理	0	0	0	0	0
分割届出受理	0	0	0	0	0
共同株式移転届出受理	0	0	0	0	0
事業譲受け等届出受理	0	0	0	0	0
合 計	0	0	2	0	0

2 協同組合届出

中小企業等協同組合法は、同法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合に対し、同法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する小規模事業者以外の事業者が加入したとき又は組員が同小規模事業者でなくなったときには、その旨を公正取引委員会に届け出ることを義務付けている（同法第 7 条第 3 項）。

最近 5 年間における沖縄地区の協同組合届出件数は、次のとおりである。

中小企業等協同組合法第 7 条第 3 項に基づく届出件数

(単位：件)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1	0	0	2	0

第 3 広報・広聴活動

公正取引委員会は、独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、次のような広報・広聴活動を行っている。

1 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

令和元年度においては、(1) 変化する社会経済環境における公正取引委員会に対する期待、(2) 公正取引委員会の施策の効果、(3) 地域経済の実情と競争政策上の課題、(4) 優越的地位の濫用規制・下請法の規制、(5) 実態調査、(6) 消費税転嫁対策などについての意見聴取をそれぞれ行った。

2 有識者との懇談会

各地の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策

についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、毎年、全国各地において有識者との懇談会を開催している。

沖縄地区では、これまで那覇市において、１７回開催しているが、３年に１度の開催となっているため、令和元年度は開催していない。

また、平成４年度から沖縄公正取引室長と各地の有識者との懇談会を開催しており、令和元年度はうるま市、糸満市、中頭郡嘉手納町、同郡西原町及び国頭郡宜野座村の計５か所において開催した。

３ 独占禁止法説明会等

公正取引委員会は、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、説明会・講習会等を自ら主催しているほか、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣している。

沖縄地区では、令和元年度は入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を１０回実施した。

４ 独占禁止法教室（出前授業）

将来を担う中学生、高校生、大学生等を対象に、市場経済の仕組みや競争の機能について説明するなどし、競争の必要性・重要性、独占禁止法の役割等について理解してもらうことを目的として、公正取引委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催している。

沖縄地区では、令和元年度は中学生向け独占禁止法教室を３回、大学生向け独占禁止法教室を３回それぞれ開催した。

５ 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層理解を深めてもらうことを目的として、地域の一般消費者を対象としたセミナーを開催しているほか、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に派遣している。

沖縄地区では、令和元年度は宮古島市の１か所において、消費者セミナーを開催した。

６ 相談業務

公正取引委員会は、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、相談を受け付けている。

最近 5 年間における沖縄地区の相談受付件数は次のとおりである。

相談受付件数					(単位：件)
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
独占禁止法	4 5	5 5	3 0	3 7	4 1
下 請 法	1 4	7	8	6	2 3
合 計	5 9	6 2	3 8	4 3	6 4

令和元年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について（概要）

令和 2 年 6 月 1 9 日

内閣府沖縄総合事務局

総務部公正取引室

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

(1) 親事業者に対する書面調査

600名（製造委託等^{（注1）} 338名，役務委託等^{（注2）} 262名）

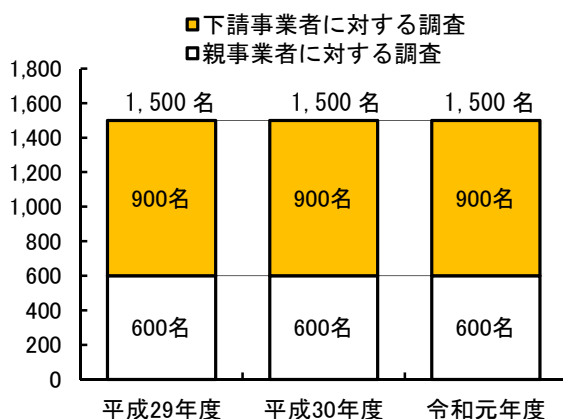
(2) 下請事業者に対する書面調査

900名（製造委託等416名，役務委託等484名）

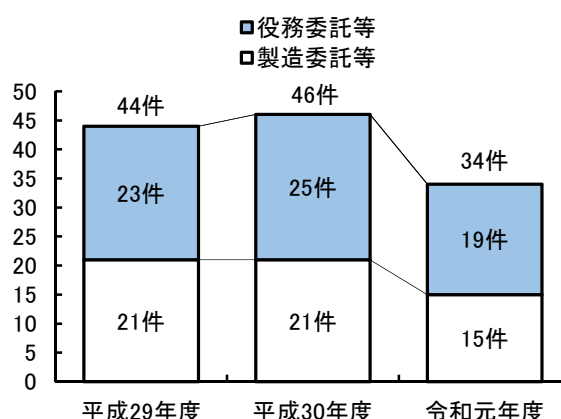
（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物の作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

＜書面調査の実施状況＞



＜措置件数＞



2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 措置件数34件

指導：34件（製造委託等15件，役務委託等19件）

(2) 違反行為の類型別件数^{（注）}

ア 手続規定違反（発注書面の交付義務違反等）

26件（製造委託等13件，役務委託等13件）

イ 実体規定違反（減額，支払遅延等下請事業者に不利益を与える行為）

37件（製造委託等16件，役務委託等21件）

＜主な違反行為類型＞

①下請代金の支払遅延（21件）

②下請代金の減額（6件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるため，手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と前記(1)の措置件数とは一致しない。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

第2 企業間取引の公正化への取組

1 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施しており、当該講習会を2回実施した。

2 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎月11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、沖縄公正取引室では、内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課と共同して、当該講習会を1会場で実施した。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発等を図るため、事業者団体が開催する研修会等へ講師を派遣しており、事業者団体へ講師を1回派遣した。

令和元年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和 2 年 6 月 1 9 日

内閣府沖縄総合事務局

総務部公正取引室

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者600名（製造委託等^{（注1）} 338名、役務委託等^{（注2）} 262名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者900名（製造委託等416名、役務委託等484名）を対象に実施した（第 1 表参照）。

（注 1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注 2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第 1 表 書面調査の実施状況

[単位：名]

年度	区分	親事業者調査		下請事業者調査	
		全国	沖縄	全国	沖縄
令和元年度		60,000	600	300,000	900
	製造委託等	35,810	338	200,190	416
	役務委託等	24,190	262	99,810	484
平成30年度		60,000	600	300,000	900
	製造委託等	39,175	369	211,741	458
	役務委託等	20,825	231	88,259	442
平成29年度		60,000	600	300,000	900
	製造委託等	38,680	354	208,513	495
	役務委託等	21,320	246	91,487	405

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第 2 表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 43 件（製造委託等 20 件、役務委託等 23 件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及

び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが42件、下請事業者等からの申告によるものが1件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は42件（製造委託等20件、役務委託等22件）であり、このうち34件（製造委託等15件、役務委託等19件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数 ^(注2)				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						^(注1) 勧告	^(注1) 指導	小計		
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	沖縄	42	1	0	43	0	34	34	8	42
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	沖縄	19	1	0	20	0	15	15	5	20
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	沖縄	23	0	0	23	0	19	19	3	22
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	沖縄	50	2	0	52	0	46	46	4	50
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	沖縄	24	1	0	25	0	21	21	3	24
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	沖縄	26	1	0	27	0	25	25	1	26
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	沖縄	48	2	0	50	0	44	44	6	50
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	沖縄	27	1	0	28	0	21	21	4	25
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	沖縄	21	1	0	22	0	23	23	2	25

（注1）勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

（注2）新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で63件となっており、このうち、製造委託等に係るものが29件、役務委託等に

係るものが34件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は26件（類型別件数の合計の41.3%）となっており，このうち，製造委託等に係るものが13件，役務委託等に係るものが13件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は37件（類型別件数の合計の58.7%）である。その内訳は，①下請代金の支払遅延が21件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の56.8%），②下請代金の減額が6件（同16.2%），③やり直し等が4件（同10.8%）等となっている。

（7） 製造委託等に係る実体規定違反は16件であり，その内訳は，①下請代金の支払遅延が9件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の56.3%），②下請代金の減額及びやり直し等がそれぞれ2件（同12.5%）等となっている。

（イ） 役務委託等に係る実体規定違反は21件であり，その内訳は，①下請代金の支払遅延が12件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の57.1%），②下請代金の減額が4件（同19.0%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反													合計
		(注2) 書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	沖縄	22	4	26	1	21	6	0	2	0	2	0	1	4	0	37	63	
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		沖縄	10	3	13	1	9	2	0	0	0	1	0	1	2	0	16	29
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		沖縄	12	1	13	0	12	4	0	2	0	1	0	0	2	0	21	34
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	沖縄	41	7	48	0	16	6	0	3	0	0	0	0	2	0	27	75	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		沖縄	19	2	21	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	27
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		沖縄	22	5	27	0	12	5	0	2	0	0	0	0	2	0	21	48
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	沖縄	37	10	47	0	18	3	0	4	0	0	0	0	0	0	25	72	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
		沖縄	20	7	27	0	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	8	35
	役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
		沖縄	17	3	20	0	12	2	0	3	0	0	0	0	0	0	17	37

（注1）1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので，違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）書面交付義務違反については，発注書面の不交付のほか，記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、親事業者から下請事業者に対する原状回復はなかった（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) (注1)
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	沖縄	—	—	—
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	沖縄	2名	7名	4万円
平成29年度	全国	138名	3,015名	1億9675万円
	沖縄	3名	50名	325万円

(注1) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

(注2) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

管内における令和元年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施しており、当該講習会を2回実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っており、内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課と共同して、当該講習会を1会場で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、23件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における沖縄公正取引室管内の下請取引等改善協力委員（定員）は3名であり、8月以降、当該委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発等を図るため、事業者団体が開催する研修会に講師を派遣しており、事業者団体へ講師を1回派遣した。

令和元年度における主な指導事件

1 受領拒否（第4条第1項第1号）

- 食料品の製造を下請事業者へ委託しているA社は、納入場所に空きがないことを理由に、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- 清掃業務及び設備の保守点検業務を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- 建設資材の保管及び運送を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意があるものの、当該合意を書面化せずに振込手数料を下請代金の額から減じていた。

4 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 食料品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、支給した原材料の使用状況を考慮せずに対価を決済しているため、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

令和元年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等

令和 2 年 6 月 1 9 日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいるところ、内閣府沖縄総合事務局は、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 44 条の規定において、公正取引委員会の事務総局の地方事務所の事務を分掌することとされている。

令和元年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第 1 景品表示法違反事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反事件については、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和元年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が 1 件、指導が 2 件の計 3 件であった（令和元年度の処理事件は別紙参照）。

表 1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
表示事件	1	1	0	0	0	2	1	3
景品事件	0	0			0	0	0	0
合 計	1	1	0	0	0	2	1	3

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ [https:// www. jftc. go. jp/regional_office/okinawa/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/)

2 表示事件

令和元年度に処理した表示事件は3件で、全て優良誤認（景品表示法第5条第1号）であった。

令和元年度において、沖縄公正取引室及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、店舗（焼肉レストラン）で提供する料理に係る不当表示について、消費者庁において措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
優良誤認 （第5条第1号）	1	1	0	0	0	2	1	3
有利誤認 （第5条第2号）	0	0	0	0	0	0	0	0
原産国告示等 （第5条第3号）	0	0			0	0	0	0
合 計 （延べ数）	1	1	0	0	0	2	1	3

3 景品事件

令和元年度に処理した景品事件はなかった。

4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置（注）

令和元年度に行った指導は2件であった。

（注）平成26年12月に施行された景品表示法の改正法の規定により、事業者は、景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこととされた。消費者庁は、①事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和元年度に受け付けた相談件数は51件であった。具体的な相談内容としては、

①景品類の提供限度額に関する相談、②商品の表示に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

令和元年度は、那覇市（令和元年6月）において、県内事業者等を対象に、景品表示法の概要及び最近の違反事例の紹介などを内容とする説明会を開催した。また、宮古島市（令和元年6月）において、市教育委員会等が開催するセミナーに講師を派遣し、地域の女性団体のリーダー等を対象に、景品表示法の概要及び身近な違反事例の紹介などを内容とするセミナーを行った。



那覇市における説明会の様子



宮古島市におけるセミナーの様子

3 関係行政機関との連携

不適切な食品表示に関する監視強化等の観点から、那覇市において開催された「沖縄地区食品表示監視連絡会及び沖縄県食品表示監視協議会」(令和元年9月)に参加し、また、宮崎市において開催された「消費者行政ブロック会議(九州・沖縄ブロック)」(令和元年11月)及び福岡市において開催された「景品表示法ブロック会議(九州・沖縄ブロック)」(令和元年6月及び11月)に参加し、景品表示法違反事件調査等の問題や景品表示法関連業務への対応等について情報共有を図るなど、沖縄地区の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

そのほか、沖縄県庁の景品表示法執行担当者と個別に情報交換を行い、沖縄地区における景品表示法の執行等について連携の強化に努めた。

令和元年度の処理事件

1 措置命令（優良誤認〔景品表示法第5条第1号〕）

事件名	事 件 概 要
株式会社ロイヤルダイニングに対する件 (31.4.16)	「焼肉レストランROINS沖縄」と称する店舗（以下「ROINS沖縄」という。）において提供する「タン」と称する部位を使用した料理（以下「タン」という。）及び「ハラミ」と称する部位を使用した料理（以下「ハラミ」という。）並びにこれら料理を含む盛り合わせ又はコース料理の各料理について、当該店舗に係る自社ウェブサイトにおいて、平成25年3月21日から平成30年12月20日までの間、「沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒毛和牛専門店」及び「『心のこもったお料理を』をモットーに■■■■料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した、ROINS自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。」と記載するとともに、「【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】お客様が必ず驚く当店の上タン塩は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用仕入れております。」等と記載するなど、あたかも、対象料理には、黒毛和牛の部位を使用しているかのように示す表示をしていた。 「焼肉レストランROINS東大和」と称する店舗（以下「ROINS東大和」という。）において提供するタン、ハラミ及び「シマチョウ」と称する部位を使用した料理（以下「シマチョウ」という。）並びにこれら料理を含む盛り合わせ、セット又はコース料理の各料理について、当該店舗に係る自社ウェブサイトにおいて、平成26年11月26日から平成30年12月6日までの間、「上質な黒毛和牛専門の一軒家焼肉レストラン♪」及び「ディナーは、個室でご家族・友人とまわりを気にせず楽しめるアットホームな黒毛和牛焼肉♪」等と記載するなど、あたかも、対象料理には、黒毛和牛の部位を使用しているかのように示す表示をしていた。 実際にはROINS沖縄において提供するタンには外国産牛のものを、ハラミの大部分には外国産牛のものを使用しており、ROINS東大和において提供するタン、ハラミ及びシマチョウには外国産牛のものを使用していた。 【表示例】  （注）本事件の詳細については、 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/apr/190416.html

2 指導事件

○ 表示事件（優良誤認〔景品表示法第5条第1号〕）

事 件 概 要
A社は、食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、本気で痩せたい方のために考えられたサプリメント 脂肪燃焼に効く〇〇、脂肪蓄積の抑制に効く△△が配合等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することで、痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有しておらず、当該表示どおりの効果があるとまでは認められないものであった。
B社は、食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、1日〇〇回飲むだけ 食事制限は不要です 何度もリバウンドした体でも△△kgのダイエットに成功 驚異の□□パワーで成功者続出です等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することで、痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有しておらず、当該表示どおりの効果があるとまでは認められないものであった。

（注） 指導事件については、表示内容等を一部加工して記載。

景品表示法による規制の概要

<表示>

優良誤認
(第5条第1号)

商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

不実証広告規制(第7条第2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該表示は不当表示とみなす。

有利誤認
(第5条第2号)

商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示
(第5条第3号)

商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって内閣総理大臣が指定するもの

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示

<景品>

一般懸賞
(昭和52年
告示3号)

懸賞に係る 取引の価額	景品類限度額	
	最高額	総 額
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

共同懸賞
(昭和52年
告示3号)

景品類限度額	
最高額	総 額
取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%

総付景品
(昭和52年
告示5号)

取引の価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の2/10

業種別
景品告示
(4業種)

- 1 新聞業
- 2 雑誌業
- 3 不動産業
- 4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業

○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

(指導及び助言)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 沖縄県の中小・小規模・個人事業主向け

国・県の支援策について (給付金、融資、補助金等)

○経営に関する相談窓口

- ・ 内閣府沖縄総合事務局中小企業課 (098-866-1755)
- ・ 沖縄県よろず支援拠点 (098-851-8460)

※いずれも、土・日・祝日も受付中

※1 沖縄総合事務局経済産業部
メールマガジン、Twitter、Facebook
QRコード



メルマガ登録



Twitter



Facebook

※2 沖縄総合事務局経済産業部ホームページURL
<http://www.ogb.go.jp/keisan>

2020年6月15日
内閣府沖縄総合事務局

1 給付金・助成金等

(1)資金の使途を問わないもの

持続化給付金

- ・**対象**：売上が前年同月比▲50%以上の中堅・中小・小規模・個人事業者等
- ・**給付額**：法人200万円、個人事業者100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限
- ・**申請サポート会場**：PC入力に不慣れな方等の申請をサポート。那覇市、浦添市、中頭郡、名護市に設置。完全事前予約制。また、商工会・商工会議所においても、申請サポートを実施中。

うちなーんちゅ応援プロジェクト

感染症防止対策緊急支援事業（飲食店）

申込：6/15まで

- ・**対象**：売上が減少している飲食業（バー・キャバレー等を除く）
- ・**支給額**：10万円

感染症拡大防止協力金

申込：6/30まで

- ・**対象**：県からの休業要請対象事業者
- ・**支給額**：20万円

感染症防止対策支援事業（小売業等）

申込：6/30まで

- ・**対象**：売上が減少している小売業・旅行代理店（無店舗）
- ・**支給額**：10万円

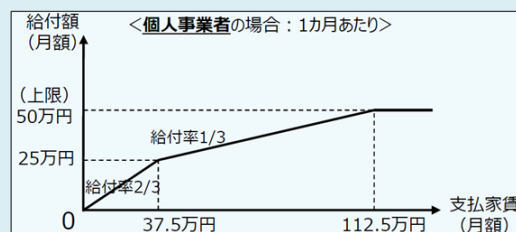
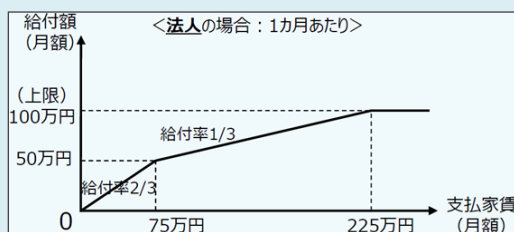
市町村で実施する支援金等

沖縄県内の市町村において、事業者向けの給付金・支援金等を実施している場合あり。実施の有無や支援対象は市町村によって異なる。

(2)特定の使途を前提としたもの

家賃支援給付金

- ・**対象**：5月～12月において以下のいずれかに該当する中堅・中小・小規模・個人事業者等
 - ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で▲50%以上
 - ②連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で▲30%以上
- ・**給付額**：申請時の直近の家賃（月額）に基づき算出される給付額の6倍（6カ月分）



雇用調整助成金

事業の縮小を余儀なくされた場合に、従業員に支払う休業手当の一部を助成（特例の対象期間：2020年4月1日～2020年9月30日）

- ・**対象**：最近1ヶ月で売上、生産高等が▲5%以上
- ・**助成率**：中小企業4/5、大企業2/3（解雇等がない場合、中小企業10/10、大企業3/4）
- ・**助成上限額**：1人あたり日額 1万5千円

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

休業手当を受けることができない労働者に対する新たな給付制度

- ・**対象**：事業主から休業させられたが休業手当を受けられなかった中小企業の労働者
 - ・**支給額**：休業前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給
- ※雇用保険の被保険者でない労働者にも支給可能となるよう制度設計中

2 資金繰り・融資

(1) 国・県の新型コロナ関連融資制度

【沖縄公庫で取扱※1】

新型コロナウイルス感染症特別貸付（国）

- ・**対象**：売上高が前年又は前々年同期比▲5%以上減少する事業者等
- ・**融資限度**：中小事業6億円、国民事業8千万円
- ・**利率**：当初3年間は基準金利から0.9%引下げ（4年目以降は基準金利）
※利下げ限度は、中小事業：2億円、国民事業：4千万円
- ・**融資期間**：運転15年、設備20年（据置5年以内）

利子補給による実質無利子化※2

本特別貸付対象者であって、以下の売上減少要件に合致の場合、**当初3年間実質無利子化**

- ①個人事業主・フリーランス：要件なし
- ②小規模事業者：▲15%以上
- ③中小企業者：▲20%以上

※無利子化限度額は、中小事業 2億円、国民事業 4千万円

【県内主要金融機関※3で取扱】

新型コロナウイルス感染症対応資金（国・県）

- ・**対象**：セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかを利用した事業者
- ・**融資限度**：3千万円（今後4千万円に拡充予定）
- ・**利率**：当初3年間**実質無利子**（売上の前年同月比が、個人事業主等で▲5%以上、中小・小規模事業者で▲15%以上の場合は、保証料もゼロ）
- ・**融資期間**：運転・設備10年（据置5年以内）
- ・**融資窓口**：融資及び信用保証の申し込みは、実施金融機関においてワンストップで受付

※1 商工会・商工会議所でも沖縄公庫の融資斡旋を実施中

※2 商工中金における「危機対応融資」においても実質無利子化を実施中

※3 実施金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、商工中金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行

※4 既往債務の実質無利子への借換も可能（借換による無利子化上限は、新規融資と既往債務借換額の合計で、上記融資制度の無利子化限度額まで）

(2) 信用保証

民間融資に対する保証として、一般枠2.8億円とは別枠で以下の2つを活用し、最大5.6億円の別枠保証

①セーフティネット（SN）保証（中小企業信用保険法第2条第5項）

4号：売上高前年同月比▲20%以上の場合、債務を100%保証、一般枠と別枠で最大2.8億円

5号：売上高前年同月比▲5%以上の場合、債務を80%保証、一般枠と別枠で最大2.8億円

②危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）

売上高前年同月比▲15%以上の場合、債務を100%保証、一般枠、SN枠と別枠で最大2.8億円

(3) 資本金性資金供給・資本増強支援

財務が一時的に悪化した企業に対する、資本とみなすことができる資金の供給や、ファンドを通じた出資等

①資本金性劣後ローン

沖縄公庫・商工中金において、スタートアップ企業、企業再建に取り組む企業等を対象に、5年1ヶ月・10年・20年の期限一括償還で資金を供給。この資金は金融機関が資本とみなすことができる

②官民連携ファンド

官民連携のファンドを通じた出資や債権買取りと、経営改善への指導により、企業の成長と再生を支援

3 設備投資等への補助事業

中小企業生産性革命推進事業

新型コロナを乗り越えるための投資を行う事業者向けに、通常枠に比べ、補助率・補助上限額を上乗せした「特別枠」を設定。また、「業種別ガイドライン」等に基づき実施する感染防止対策も支援（事業再開枠）

補助上限・補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B・C)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2／3	100万円・2／3	100万円・3／4
	【事業再開枠】50万円・定額(10／10)※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・1／2 (小規模2／3)	1,000万円・2／3	1,000万円・3／4
	【事業再開枠】50万円・定額(10／10)		
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1／2	450万円・2／3	450万円・3／4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の1／2以下であること

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ

＜特別枠の申請要件＞ 経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

類型A：サプライチェーン毀損への対応（部品調達の滞りを回避するための製造の内製化等）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換（キャッシュレス端末導入、EC販売へのシフト等）

類型C：テレワーク環境の整備（WEB会議システムの導入等）

＜事業再開枠の対象＞ 業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費

消毒、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）、換気設備 等

4 消費喚起に向けた取り組み

おきなわ彩発見キャンペーン（県）

県民向けに、県内の旅行会社等が販売する宿泊を伴う県内旅行商品の代金を補助

（6月5日～7月30日までの宿泊分が対象）

（1人あたり補助額）3万円以上：1万5千円、2万円以上3万円未満：1万円、
1万円以上2万円未満：5千円、6千円以上1万円未満：3千円

Go To キャンペーン（国）

①観光キャンペーン（Go To Travel）

・代金の1／2相当分のクーポン等を付与（最大一人あたり2万円分／泊）

②飲食キャンペーン（Go To Eat）

・飲食店で使えるポイント等を付与（最大一人あたり1000円分）

・登録飲食店で使えるプレミアム付食事券（2割相当分の割引等）を発行

③イベント等キャンペーン（Go To Event）

・イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与（2割相当分）

④商店街キャンペーン（Go To 商店街）

・商店街等によるキャンペーン期間中のイベント開催、プロモーション、観光商品開発等の実施

【参考】市町村・商工会等における相談対応体制の強化

経済産業省の補正予算において、以下の取組のための費用（94億円）を措置

①よろず支援拠点から各市町村に専門家を派遣し、事業者からの相談対応体制を整備

②全国商工会連合会及び日本商工会議所が、各種申請等の対応を行う相談員を配置す

3 るなどの支援体制を強化する取組を補助